論壇

電子取引保存の3年間を振り返る

佐久間裕幸
【本郷】

電子帳簿保存法（以下、「電帳法」という。）の令和3年度改正による電子取引に係る取引情報の保存義務化は、大きな混乱を経て、今日に至っているといえる。令和3年度改正において、旧法第10条の但書きが削除されて、改正法第7条となり、多くの企業から困惑の声が寄せられた。その結果、改正法の施行直前、令和3年12月に宥恕期間の対応が打ち出され、実質的には電子取引データの保存義務開始が2年間繰り下げられることになった。さらに令和5年度税制改正によって、検索機能が不要とされる基準期間の売上高が5000万円以下にまで拡大され、「電磁的記録を出力した書面であって、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしている場合」には、検索機能を確保は、不要とされるなどの改正が行われた（電帳法施行規則4①）。電磁的記録を出力した書面を取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理するということは、証憑綴りのようなファイリングがなされていればよいということである。業務が書面において行われている企業では、電子データ保存は検索機能以外の要件のみ満たせばよいことになる。また、相当な理由がある場合には4つの保存要件によることなく電子保存ができるという猶予措置も導入された（同4③）。このように揺れ動いた電子取引の保存義務について、あらためて、揺れ動くにいたった背景を振り返ってみたい。

1．2つの電子取引の類型

「電子取引」とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう（法2五）。その詳細は、電帳法取扱通達2-2で次のような取引が含まれると例示されている。

(1) いわゆるEDI取引を通じて取引情報を授受する取引

このうち(1)は、電子商取引と呼ばれる特定の企業間での大量データのやり取りなどを目的に行われるものである。たとえば、コンビニエンスストアの加盟店から本部への商品発注、コンビニ本部から弁当工場や雑貨卸問屋への発注・納品・請求といった取引、製造工場から材料、部品の供給会社への発注・納品・請求などの取引が該当する。(4)も第三者が開発したEDI取引システムを利用する点を除き、(1)と変わるところはない場合もある。私は、典型的な電子取引と称しているが、大量の取引を迅速かつ正確に処理するために電子データで受発注を行うわけで、令和3年度改正の以前より、そもそも書面での帳票の大量出力は考えられない取引である。

しかし、工場や店舗といった経理部門から遠い部署で、必要に迫られて開発されたシステムであり、取引情報に係る電磁的記録の長期的な保存や検索性といったものへの配慮がないシステムも少なからずあったものと思われる。たとえば、1年を経過したデータは消去してしまうとか、前期以前のデータを見るには今期のデータをいったんシステムから退避しないと閲覧できないが、日々、受発注のやり取りで動いているシステムを止めることなどできないため、実質的に過年度分データを見ることができないといったシステムである。

売上計上日の特定のうえで、出荷日、納品日の確認は極めて重要だと思われるが、システムがその閲覧に対応していない。また、日々、数千件、数万件といった規模でやり取りされるデータを旧法第10条但書きにより書面出力というのもあり得ない。こうした場合、やはり電子取引の保存義務をきちんと強制すべきであり、令和3年度の税制改正は、こうした背景から実現したものと理解できる。

これに対し、電帳法取扱通達2-2の(2)～(3)で例示されている取引は、インターネット通販、宿泊予約、請求書のメール添付など単発的な受発注・請求の業務での電子取引であるといえ、社内の幅広い部門で散発的に行われているものである。また、取引量は一人当たりで考えると、少ない（少なくとも大量ではない）と言えよう。また、電子契約サイトの利用、請求書発行業務でのクラウドサービスの利用といったものは、(1)のEDI取引よりは、単発的、少量の電子取引であり、少なくとも日々大量に行われているものではない。本稿では、これらの電子取引を単発的電子取引と称することとしたい。

この単発的電子取引は、典型的な電子取引と異なり、大企業から零細企業まで行われている点が1つの特色である。一般にデジタル化は、大量処理を行う場合に処理の高速化、正確性といった効果が顕著になり（生産性の向上）、少量の処理においては、手作業と大きな差が生じない、あるいはシステム導入費用分だけコストパフォーマンスが悪くなりがちである（生産性の悪化）。電子取引に係る取引情報の電磁的記録の保存義務化が打ち出された際に大反響が生じたのは、この単発的電子取引によって、ほぼすべての企業が影響を受け、かつ、保存要件の1つである検索機能の要件を充足するためには、生産性の悪化を伴う何らかの対処をしなければいけないことが予想されたからである。

国税庁ホームページの一問一答【電子取引関係】（以下、「一問一答」という。）の問44では、検索要件を満たすために検索簿を作成することとファイル名を「取引年月日その他の日付」、「取引金額」、「取引先」を含み、統一した順序で入力しておくことといった方法を提案しているわけであるが、せっかくの電子取引の後に手作業でこうした作業を行うことへの反発は大きかった。それゆえ、令和5年度改正で検索性の緩和に関する改正を入れることになったと考える。こうした改正が必要となったのは、電子取引には典型的な電子取引と単発的電子取引があるという根幹を押さえることなく、不用意に但書きを削除したことに起因するのだと考えている。

2．今後も続く企業のストレス

令和5年度改正により、そもそも単発的電子取引について書面で業務処理を行っているような会社では、電子データについて検索性以外の要件を満たせば保存ができるという緩和が行われた。これで企業のストレスは完全解消することが期待されているものと思われる。しかし、私は、細かい部分においては、企業のストレスが続くのではないかと考えている。

たとえば、インターネットバンキングでの振込業務を考えてみよう。この業務は、経理部員が振込データを作成し、上長がチェックして振込実行作業を行うという流れで行われている。実行した結果は、振込記録として画面に表示されるが、多くの企業では、通帳という改竄が困難な書面をもって証憑としている。しかし、一問一答問9では、インターネットバンキングを利用した振込等も、電子取引に該当するとしている。そして、振込等を実施した取引年月日・金額・振込先名等が記載されたデータ（電磁的記録）が保存すべき電磁的記録であるとされる。ということは、振込実施作業をした上長（企業規模によっては社長のこともあろう）が表示された振込結果の画面をPDFに出力するといった単純作業をしなければならないことになる。内部牽制的には、振込データの作成者と振込実行者の分掌により正確性、安全性が確保されており、後日通帳で取引結果を見ればよいし、急ぐならば画面で照会できるにも関わらずである。

そうした問題があるため、国税庁では「お問合せの多いご質問」といった一問一答に追加予定の質疑応答を公開し、金融機関のオンライン上の通帳や入出金明細等による保存も可能であることを明らかにしている（電取追2-2）。

もう1つ例を挙げよう。社用車に法人カードで作成したETCカードを搭載して高速道路を利用した場合、通行料金の明細書などは発行されないため、多くの企業では、クレジットカードの利用明細をもって高速道路の利用状況を把握している。仮に業務外での通行がないかどうかを調べたい場合も、従業員の出張申請や業務記録、車両の運行記録などとクレジットカードの利用明細を照合していたはずである。しかし、電子取引をしたらその取引記録の電磁的記録を保存しなければならない。そのためインボイス保存のためにETC利用照会サービスから任意の一取引の利用証明書をダウンロードした場合にはその電磁的記録を保存しなければならないとしている（電取追3）。

典型的な電子取引と単発的電子取引の区分を曖昧にしたまま、一律的に保存義務化を実施したことがこれらの原因であり、この区分に立ち返った対策をしない限り、さまざまなストレスが続くのではないかと考える次第である。